

公 表 第 4 号

地方自治法第199条第14項の規定により、久留米市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年3月29日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	甲斐田 義 弘
久留米市監査委員	塚 本 弘 道

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成30年度

部局名：上下水道部

指摘事項等			措置状況等
指摘事項	事務監査	文書管理 賃貸借契約に係る契約締結伺において、専決権者を誤っているものがある。	すみやかに専決権者の決裁を受けました。また、事務処理に不備がないよう課内で周知徹底しました。
指摘事項	財務監査	契約事務 旧栗林配水池草刈業務委託契約において、同じような業務を年4回に分けて発注し随意契約を行っている。予定価格は全て50万円で、契約内容をみると、実施範囲は違うが同じ配水池内で、そのうち2つの契約は、履行期間が重複しているものもあった。原則は入札であり、随意契約はあくまでも例外的な手続きであることに鑑み、やむをえず随意契約とする場合は、合理的な理由があるかどうか十分検討し、経済性、公正性の確保を図られたい。	次年度から、入札による業者選定に改めました。
指摘事項	財務監査	契約事務 筒川雨水貯留施設水位監視装置修繕（その1）に係る見積書は、代理人から提出されているが、委任状の徴取がなされていない。	直ちに適正な事務手続を行いました。